

本書のご利用にあたって

本書は、市町村等の窓口担当の方々に、資金制度の内容を理解していただき、借入れを希望される方に対して周知願いたいことについてわかりやすく解説したものです。

取扱いの詳細やご不明な点は、公庫等にご照会ください。

貸付利率は、金融情勢により変動します。
最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認ください。

借入申込書類の様式は、公庫ホームページでご確認いただくか、公庫等にご照会ください。

目 次

令和7年度版の主な変更点	1
公庫資金早見表	2

I 農 業

〈担い手農業経営者向けの制度金融〉	8
1 農業経営基盤強化資金（略称：スーパーL）	10
2 青年等就農資金	18
3 経営体育成強化資金	21
4 農業改良資金	27
5 畜産経営環境調和推進資金	32
6 農林漁業施設資金	34
① アグリビジネス強化（略称：スーパーW）	34
② 環境保全型農業推進	37
③ 農林漁業施設資金（災害復旧）	41
④ 産業動物診療施設	43
⑤ 食肉センター施設・家畜市場施設	45
7 農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金	49
① 農業基盤整備資金（農業農村整備）・担い手育成農地集積資金	49
② 農業基盤整備資金（畜産基盤整備）	54

II 林 業

〔用語解説〕	58
〈林業経営改善計画の認定を受けた方の特例制度〉	60
〈森林整備の合理化のための金融措置〉	62
1 林業基盤整備資金	64
① 造林	64
② 樹苗養成	68
③ 林道	69
④ 利用間伐等推進	72
⑤ 伐採調整	75
2 森林整備活性化資金	76
3 林業構造改善事業推進資金	78

4	林業経営育成資金	83
①	ーア 森林取得（林地取得）	83
①	ーイ 森林取得（分収林取得）	88
②	育林	90
③	生産方式合理化	91
5	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）	92
	＜木材の加工・流通施設の整備に利用できる資金の概要＞	96
	＜森林レクリエーション施設関係に利用できる資金の概要＞	98

Ⅲ 漁 業

1	漁業基盤整備資金	102
①	漁港	102
②	漁場整備	105
2	漁業経営改善支援資金	107
①	経営改善	107
②	整備	111
3	漁業経営安定資金	113
①	償還円滑化	113
②	再建整備	116
4	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）（水産施設，災害復旧）	120
5	水産加工資金	124

Ⅳ 農林漁業共通

1	農林漁業セーフティネット資金	130
2	振興山村・過疎地域経営改善資金	136
3	農林漁業施設資金	141
①	六次産業化	141
②	バイオマス利活用施設	143
③	特別振興事業	146
④	農山漁村経営改善	148
⑤	共同利用施設	150
4	農林漁業経営資本強化資金（資本性ローン）	152

V 食品産業

1	中山間地域活性化資金	156
2	食品流通改善資金（卸売市場近代化施設）	162
3	食品流通改善資金 食品等流通合理化事業施設（食品等生産製造提携型施設）	165
4	食品流通改善資金 食品等流通合理化事業施設（食品等生産販売提携型施設）	168
5	食品流通改善資金 食品等流通合理化事業施設（卸売市場機能高度化型施設）	172
6	特定農産加工資金	174
7	農業競争力強化支援資金	179
8	食品安定供給施設整備資金	181
9	新規用途事業等資金	184
10	農林水産物・食品輸出基盤強化資金	186
11	塩業資金	189

VI その他

1	スマート農業技術活用促進資金	192
---	----------------	-----

VII 各資金共通の融資取扱

1	借入申込みから借入金の返済まで	196
2	融資の対象としない事業	196
3	貸付条件	196
4	公庫資金と税金の優遇措置	198

VIII その他融資取扱上の参考事項

1	公庫業務の委託	202
2	10 年経過ごと金利見直し制度及び繰上償還手数料制度の概要	203

令和 7 年度版の主な変更点

I 農業	経営体育成強化資金	貸付対象者から、継続的農地利用者を除外。
II 林業	林業基盤整備資金 (造林)	資金の使い途の育林に係る非補助事業について、林齢制限を廃止し、市町村森林整備計画で定められる森林に要件を見直し。
III 漁業	漁業経営改善支援資金 (経営改善)	(1) 貸付金の使途について、漁業を営む法人の株式若しくは持分の取得又は漁業を営む法人への出資に必要な資金を追加。 (2) 貸付限度額について、中小漁業者に係る漁業種類・使途毎の設定を見直し。 (3) 償還期限について、15 年→18 年に延長。
IV 食品	特定農産加工資金	(1) 貸付金の使途について、「承認調達安定化計画」に基づいて行う以下の事業に必要な施設の改良，造成若しくは取得又は①に掲げる事業に必要な特別の費用の支出若しくは権利の取得を追加。 ① 新商品・新技術の研究開発又は利用 ② 原材料の調達先の変更 ③ 代替原材料の使用 ④ 原材料の効率的な使用 ⑤ 原材料の保管 (2) 貸付対象者について，以下の者を追加。 ① 特定農産加工業を営む者 ② 特定農産加工業を営む者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会及び農業協同組合連合会 (注)「特定農産加工業」とは，小麦若しくは大豆又はこれらの一次加工品を原材料として使用する食品製造業をいう。 (3) 貸付適用期限は，令和 11 年 6 月 30 日までとする。
	塩業資金	二酸化炭素の排出量削減に資する燃料への転換に必要な製塩施設の改良等を行う場合について，貸付利率を引下げ（中小特利①→中小特利②） ※令和 11 年 3 月 31 日までに融資決定を行ったものに限る。
V 農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	貸付対象者から、継続的農地利用者を除外。
VI その他	スマート農業技術活用促進資金	令和 6 年 10 月 1 日付けで、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律が施行されたことに伴い、同日付けでスマート農業技術活用促進資金を創設。

《公庫資金早見表（農業）》

経営の改善のために必要なあらゆる長期資金

- 農地取得や設備投資の資金が必要である（農業改良資金は農地取得を除きます）
- 立ち上がり資金が必要である
- 増加経営資金が必要である
- 負債の整理等財務を健全化させる資金が必要である（農業経営基盤強化資金のみ）

農業経営基盤強化資金

（略称：スーパーL）（P. 10）

経営体育成強化資金（P. 21）

農業改良資金（P. 27）

新たな農業経営の開始

- 農地取得や設備投資，立ち上がり資金が必要である（青年等就農資金は農地取得を除きます）

青年等就農資金（P. 18）

経営体育成強化資金（P. 21）

- 認定農業者が法人を設立して農産物の加工又は販売に取り組む

農林漁業施設資金

（略称：スーパーW）（P. 34）

農地，牧野の改良・造成

- 用水路，排水路，農道を整備する
- 客土，暗きょ，耕地区画の整備を行う
- 牧野を整備する
- 農業集落排水施設を整備する（農業基盤整備資金のみ）

農業基盤整備資金（P. 49）

担い手育成農地集積資金（P. 49）

施設の拡充

- 畜舎，農舎，温室などの施設をつくる
- 家畜排せつ物処理施設を整備する
- 農産物の処理加工施設をつくる
- トラクターなどの農機具を取得する
- 家畜を取得する
- 果樹などの新・改植をする

農林漁業施設資金（P. 34 ほか）

畜産経営環境調和推進資金（P. 32）

振興山村・過疎地域経営改善資金（P. 136）

経営の維持・再建

- 償還金などの支払いの不足する部分に充てる（経営体育成強化資金のみ）
- 農業負債の整理等により経営を再建する（同上）
- 災害や経営者の責めに帰さない事由による一時的な経営悪化により経営維持のための資金が必要である（農林漁業セーフティネット資金のみ）

経営体育成強化資金（P. 21）

農林漁業セーフティネット資金（P. 130）

《公庫資金早見表（林業）》

造林・林道

- 人工植栽，天然林の改良をする
- 下刈，間伐など森林の手入れをする
- 利用間伐を行う
- 造林・育林用の機械を購入する
- 林道，作業道の開設，改良をする
- 資金を必要としているが保安林指定により伐採できない

林業基盤整備資金（P. 64）
森林整備活性化資金（P. 76）

林産加工・流通施設等の整備

- 林産物の処理加工施設を設置する
- 林産物の流通・販売施設を設置する
- 素材生産施設・機械を整備する

農林漁業施設資金（P. 92）
林業構造改善事業推進資金（P. 78）
振興山村・過疎地域経営改善資金（P. 136）

レクリエーション施設の整備

- 森林レクリエーション施設を設置する
- 集会施設等を設置する

新規用途事業等資金（P. 184）
中山間地域活性化資金（P. 156）

林地等の取得，生産方式の合理化

- 人工林，天然林改良林，造林するための土地を取得する
- 分収林の立木持分を取得する
- 高性能林業機械のリース料や作業員研修費用等を支払う

林業経営育成資金（P. 83）

経営の維持・安定

- 災害や経営者の責めに帰さない事由による一時的な経営悪化により経営維持のための資金が必要である

農林漁業セーフティネット資金（P. 130）

- 木材の加工・流通施設の整備に利用できる資金の概要（P. 96）
- 森林レクリエーション施設関係に利用できる資金の概要（P. 98）

《公庫資金早見表（漁業）》

漁船の建造・取得 ●漁船の建造，中古漁船の取得をする ●漁船の機関を換装する ●漁船用機器を設置する	漁業経営改善支援資金（P. 107） 振興山村・過疎地域経営改善資金 （20 トン未満）（P. 136）
施設の拡充 ●漁具を購入する ●養殖施設を作る ●漁獲物の加工施設，倉庫，冷蔵庫を作る	漁業経営改善支援資金（P. 107） 振興山村・過疎地域経営改善資金（P. 136） 農林漁業施設資金（P. 120）
長期運転資金 ●リース料を一括前払いする ●魚種・漁法を転換するための施設を取得する ●水産物の需要を開拓するために調査等を行う ●薬品費，艀装費など水産物の生産，加工，流通，販売のための資金に充てる	漁業経営改善支援資金（P. 107）
漁港・漁村・漁場の整備 ●防波堤，荷さばき所，冷蔵庫を整備する ●漁業集落排水施設を整備する ●魚礁設置，藻場造成，廃棄物処理施設を整備する ●種苗の生産や放流を行う	漁業基盤整備資金（P. 102） 農林漁業施設資金（P. 120）
経営の維持・再建 ●償還金などの支払いの不足する部分に充てる ●負債を整理し経営を再建する ●災害や経営者の責めに帰さない事由による一時的な経営悪化により経営維持のための資金が必要である	漁業経営安定資金（P. 113） 農林漁業セーフティネット資金（P. 130）

《公庫資金早見表（食品産業）》

農産物の加工・流通 ●輸出・海外展開に取り組むための施設整備等を行う ●新しい品種や新たに開発した用途の研究成果の企業化，実用化を図る ●新商品，新技術の研究・開発やその成果を利用した製品の製造・加工を行う ●事業の転換を行う ●生産の共同化等の事業提携を行う ●原材料の調達安定化を図るための施設整備等を行う ●卸売市場を整備する ●産地から小売段階まで一貫した流通システムを整備する ●食料の安定供給を確保するための施設整備等を行う ●事業再編に必要な施設整備，株式の取得，出資を行う	農林水産物・食品輸出基盤強化資金（P. 186） 新規用途事業等資金（P. 184） 特定農産加工資金（P. 174） 食品流通改善資金（P. 162 ほか） 食品安定供給施設整備資金（P. 181） 農業競争力強化支援資金（P. 179）
中山間地域の農林水産物・資源の活用 ●新商品，新技術の研究・開発又はその成果を利用した製品の製造・加工・販売を行う ●需要を開拓するための展示・販売施設等をつくる ●農林漁業資源を活用した体験農園等をつくる ●農山漁村の生産環境を整える	中山間地域活性化資金（P. 156）
水産物の加工・流通 ●水産加工場を整備する ●輸出・海外展開に取り組むための施設整備等を行う ●新しい品種や新たに開発した用途の研究成果の企業化，実用化を図る ●卸売市場を整備する ●産地から小売段階まで一貫した流通システムを整備する ●食料の安定供給を確保するための施設整備等を行う	水産加工資金（P. 124） 農林水産物・食品輸出基盤強化資金（P. 186） 新規用途事業等資金（P. 184） 食品流通改善資金（P. 162 ほか） 食品安定供給施設整備資金（P. 181）
塩の製造 ●塩の生産設備を整備する	塩業資金（P. 189）

《公庫資金早見表（その他）》

スマート農業技術の活用

- スマート農機や営農支援ソフトを取得する
- スマート農機を量産するための製造ラインを整備する
- スマート農機の製造に必要な原料費、部品費を支払う

スマート農業技術活用促進資金（P. 192）